

令和4年度人権教育管理職研修会レジュメ

人権同和教育課

1 はじめに

- ・ 「聲無キニ聞キ，形無キニ見ル」
- ・ 「見つめる，思いをめぐらす，向き合う（Mom）」

2 人権と人権教育

(1) 人権とは…

人々が生存と自由を確保し，それぞれの幸福を追求する権利
(H11：人権擁護推進審議会答申から抜粋)

人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり，社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し，社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利
(H14：人権教育・啓発に関する基本計画から抜粋)

(2) 人権教育とは…

…学校，地域，家庭，職域その他の様々な場を通じて，国民が，その発達段階に応じ，人権尊重の理念に対する理解を深め，これを体得することができるよう…
(H12：人権教育及び人権啓発の推進に関する法律から抜粋)

…人権尊重の理念を，自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し，その権利の行使に伴う責任を自覚して，人権を相互に尊重し合うこと…ととらえるものである。
(H11：人権擁護推進審議会答申から抜粋)

3 人権教育をめぐる社会の情勢

(1) 国際社会における動向

1948年(S23) 世界人権宣言（12月10日）
1959年(S34) 児童の権利に関する宣言
1995年(H 7) 人権教育のための国連10年（～H16）
2004年(H16) 人権教育のための世界計画を採択
2005年(H17) 第1フェーズ行動計画：初等中等教育
2010年(H22) 第2フェーズ行動計画：高等教育，教育者，公務員等の人権教育プログラム
2015年(H27) 第3フェーズ行動計画：ジャーナリスト等報道関係者への人権研修
2020年(R 2) 第4フェーズ行動計画：青少年のための人権教育

(2) 国内における動向

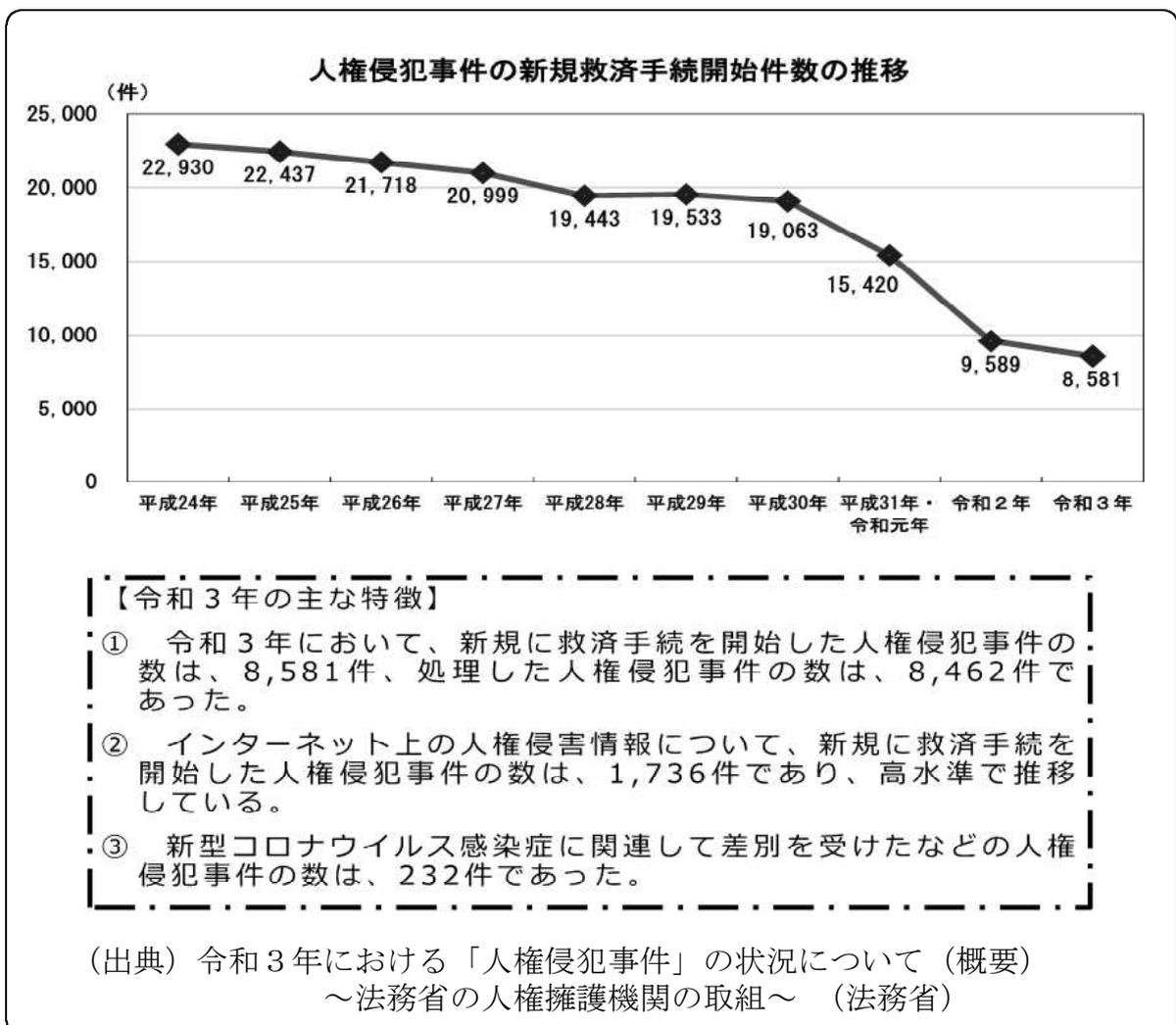
1996年(H 8) 人権擁護施策推進法（5年の時限立法）
1997年(H 9) 国連10年に関する国内行動計画
2000年(H12) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
2002年(H14) 人権教育・啓発に関する基本計画
2013年(H25) いじめ防止対策推進法
2014年(H26) 子どもの貧困対策の推進に関する法律
2016年(H28) 障害者差別解消法・ヘイトスピーチ解消法・部落差別解消推進法
2019年(H31) アイヌ施策推進法

(3) 鹿児島県人権尊重の社会づくり条例（リーフレット参照）

（前文から）

・・・，部落差別をはじめとして，女性，子ども，高齢者，障害者，外国人，性的指向及び性自認等に関する人権問題が依然として存在しており，さらに，インターネット上の誹謗中傷，感染症等に関する差別や偏見など様々な人権問題が生じている。

4 「人権侵犯事件」の状況



5 学校における人権教育

(1) 学校における人権教育の目標は…

…一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすることが、人権教育の目標である。

(H20：人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕からの抜粋)

…一人一人の児童（生徒）が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすること…
(学習指導要領前文から抜粋)

(2) 人権尊重の精神に立つ学校づくりの推進

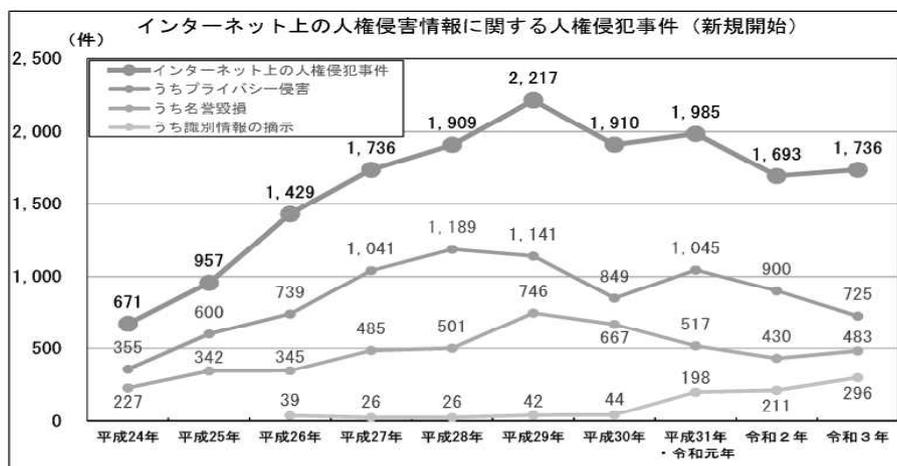
- 校長のリーダーシップ、「チーム学校で取り組む人権教育」の効果的な推進



- (3) 人権意識の高揚と資質向上
- ・ 特定職業従事者（人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者）としての自覚
 - ・ 経験年数等に応じて身に付けてほしい資質・能力「MomGs」の活用
 - ・ 管理職による積極的な話題等の提供（新聞報道等）

6 個別的な人権課題

- (1) 子供の人権
- ・ 学校生活全体において人権が尊重されるような環境（いじめを許さない学校・学級の雰囲気等）づくりの推進
 - ・ 自尊感情，共感的・支持的な人間関係，集団としての問題解決能力
- (2) インターネットと人権侵害
- ・ 児童生徒に情報活用能力を身に付けさせるとともに，インターネットにおける人権侵害についても考えさせ，児童生徒が被害者や加害者にならないために主体的に行動できるよう，組織的に取り組むこと



（出典）令和3年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）
～法務省の人権擁護機関の取組～（法務省）

- (3) 性的マイノリティとされる児童生徒への対応
- ・ 教職員が正しい知識を持つこと
 - ・ 日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整えていること
 - ・ 組織的に取り組むこと
 - ・ サポート体制を整えていくこと
- (4) 同和問題（部落問題）
- ・ 「人の世に熱あれ，人間に光あれ。」大正11(1922)年3月3日，全国水平社創立
 - ・ 正しい歴史認識に基づいた学習を行うこと
 - ・ 学ぶべきは，「生きる勇気と知恵」に満たされた生き方であること
 - ・ 中学校歴史教科書に記述される「被差別身分呼称」，そこに込められた意味に留意すること
 - ・ 同和問題を「自分に引き寄せて」考えさせること

7 おわりに

「人々はいつの日 このあやまちに気付くであろうか」（江口いと「人の値うち」）